**大内新田地区の土地利活用方針（案）に関する**

**意見応募用紙**

**【募集期間：令和４年７月２０日（水）～令和４年８月１９日（金）必着　まで】**

本市では、清水区大内新田地区にある約３．４haの土地について、たくさんの人が訪れるような魅力ある施設整備と、地域の課題解決を図ることを検討しています。これまで、地域住民との意見交換を踏まえて、土地利活用方針（案）を作成したので、ぜひ、市民の皆様のご意見をお寄せください。

|  |
| --- |
| **１　大内新田地区の土地利活用方針（案）を、広域からも人が集まるような公園、地域の浸水被害を軽減する調整池、多世代が交流できる生涯学習交流館、の３つの機能を中心とすることについて、どのように思いますか。** |
| 【当てはまるものを一つお選びください】①とてもよいと思う　②よいと思う　③どちらとも言えない　④あまりよいと思わない　⑤よいと思わない |
| 【なぜそのように思うか理由をお書きください】 |
| **２　魅力ある大内新田地区とするために、どのような空間があるとよいと思いますか。** |
| 【当てはまるものお選びください（複数回答可、３つまで）】①大きな遊具　②駐車場　③運動ができる広場　④芝生広場　⑤雨でも利用できる空間⑥日陰など休憩できる場所　⑦水に触れられる空間　⑧イベントスペース　⑨夜間でも利用できる空間⑩その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 【なぜそのように思うか理由をお書きください】 |
| **３　その他（自由記載）** |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| **＊　住　所****（法人の場合は所在地）** | **（必須）** |
| **＊　氏　名****（法人の場合は名称及び代表者名）** | **（必須）** |
| 年　齢 | □19歳以下　 □20代　 □30代 　□40代 　□50代 　□60代 　□70歳以上 |
| 職　業 | □会社員　□公務員　□自営業　□専業主婦(夫)　□学生　□ﾊﾟｰﾄ･ｱﾙﾊﾞｲﾄ　□その他 |

**✎ご意見を提出される際の注意事項**

１ ＊印のある欄は必ずご記入ください。（意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第５条第４項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。）

２　個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

３　いただいたご意見は、大内新田地区の土地利活用検討の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。

４　意見欄に「別紙のとおり」としていただき、別紙を添えて提出していただくことも可能です。

５　対象となる「市民」とは、市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法

人その他の団体をいいます。

**✎ご意見の提出方法**

期間内に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| １　郵送 | 〒420-8602　静岡市葵区追手町5番1号静岡市役所　企画課　あて |
| ２　ファクシミリ | FAX番号：054-221-1295　 |
| ３　持参 | 企画課（静岡庁舎新館９階） |
| ４　市HP　（電子申請） | 市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。右の二次元コードからも提出できます。※個人情報保護の観点から、電子メールでのご提出は受付できかねます。 |

**✎意見応募用紙と詳しい資料の配架場所は次のとおりです**

意見応募用紙の配架場所と、大内新田地区の土地利活用方針（案）が閲覧できる場所は次のとおりです。

(１)企画課（静岡庁舎新館９階）

(２)各区の市政情報コーナー（葵区/静岡庁舎新館１階、駿河区/駿河区役所３階、清水区/清水庁舎４階）

(３)生涯学習センター、生涯学習交流館、図書館

(４)静岡市ホームページ（https://www.city.shizuoka.lg.jp/750\_000272.html）

※右の二次元コードからホームページにリンクされます。